

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、予算の範囲内において運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（補助金の額）

第2条 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

（交付の申込み）

第3条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

（交付の請求）

第6条 第5条及び第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付）

第7条 補助金は、概算額を2回に分けて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始する者または年度途中で事業を終了する者に対する概算額の交付回数は、市長が別に定める。

3 前2項の規定による概算額の交付時期は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定の変更等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（変更交付の申込み）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第10条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る

書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第4条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業報告書及び歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の精算）

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申込みをしたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 市職員の指示に従わないとき。

（仕入控除）

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第8号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 52 年度分の補助金から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 6 月 2 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 2 3 日から実施し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 20 日から実施し、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、名称を「豊中市民間保育所運営費補助金要綱」から「豊中市施設型給付施設及び地域型保育給付施設運営費補助金要綱」と改正したうえで、平成 27 年 5 月 29 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 10 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、名称を「豊中市施設型給付施設及び地域型保育給付施設運営費補助金要綱」から「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱」と改正したうえで、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から実施し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 31 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 27 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から実施する。

2 改正後の要綱別表使用済みおむつ処理補助金の項の規定は、令和 4 年 9 月分以

降の補助金について適用する。

- 3 改正後の要綱別表物価高騰対応補助金の項の規定は、令和４年１０月分以降の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年２月２８日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月２７日から実施し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和６年５月２９日から実施し、令和６年４月１日から適用する。